

公立大学等にふさわしい新たな認証評価について

大学の発展を促す、対話と納得感のある評価を目指して

2012.06.19 公立大学の質保証に関する特別委員会

L

12/6/19 16時44分

1

1 公立大学の評価についての課題

- ▶ H22年度総会で「認証評価の今後の展開」をテーマに討論。
- ▶ これを踏まえ、2つの調査で課題を把握。

認証評価

- 認証評価に関する課題 (H22年10月1日)
- 法人評価との法的・制度的な統合が必要。
- 公立大学の実情に合った評価基準と公立大学の実情を理解できる評価委員が必要。
- 認証評価結果で公立大学の役割をアピール。
- 他の公立大学における実践例など情報共有システムや研修が欲しい。
- 大学が認証評価機関の手順に添う報告書作りでよしとしていると、独自性や創意性に影響あり。
- 一方通行ではない自由な討議で、被評価者・評価者が双方向で学べる評価となるべき。
- 「仕分け」によって大学評価・学位授与機構の認証評価活動は廃止か。公立大学の対応が課題。

法人評価

- 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価委員会の評価の状況(H22年7月12日)
- 自己点検評価、認証評価と作業が重複。項目の統合化を含めて評価手順等の見直しが必要。
- 全学的なエビデンスの整備・共有は進んだ。
- 教育・研究の項目は、年度評価では客観的・外形的な進行の把握に限定されているはずであるが、質や内容にまで言及される場合がある。
- 中期目標・計画に即した業務実績評価報告書にそぐわない意見が提示される場合がある。
- 項目別達成度を年度ごとに例外なく100%要求する場合があり、法人によっては計画策定から年数が経つにつれ混乱が広がる。

2

2 公立大学協会における評価に関する議論の経緯

▶ これまで公立大学は複数の認証評価機関により質保証。

大学評価・学位授与機構(独立行政法人) → H24手数料更新、短大評価廃止、H26年度新法人へ移行
大学基準協会(長い歴史を持ち多くの国公立大学を会員とする公益財団法人)
日本高等教育評価機構(私立大学協会が母体となって設立された公益財団法人)

▶ 平成22年度調査で「評価制度の課題」が明らかに。

▶ 公立大学の特性を踏まえた評価が必要。法人評価との関係は？ etc.

▶ 平成23年度は「教育情報の公表」等を推進。

▶ 教育情報の公表の推進(ガイドライン作成、ポートレート作成、DBの公表)
▶ GP事業による公立大学の教育改革の状況を調査
▶ 学長マネジメントに関する調査等で工夫されたガバナンスの状況が明らかに



▶ 国の「評価制度の抜本改革」、「大学情報の公表の徹底」等を踏まえ、「新たな認証評価」に関する検討を開始。

3

3 「新たな認証評価」の方向性

▶ 支援する視点で評価

▶ 今まさらに見てほしい部分を評価。一方で、大学の課題についても積極的に意見交換ができる評価。

▶ 継続的対話による納得感を形成

▶ 対話による納得感のある評価を実施。様々な協議の場で、日々の改革に関し対話の継続。

▶ 設置団体等との関係に留意

▶ 設置団体の大学に対する理解を促進し、大学を積極的に活用する高等教育政策を導く。
▶ 設置者行政、法人評価実施に関する参考情報を提供。

▶ 大学の構成員の学びの場として機能

▶ 評価チームへの教職員の参加、大学評価機関への職員派遣、評価人材のFD・SDの実施。

▶ 負担軽減

▶ 過去の評価結果を踏まえ、評価ロードを軽減しながら、大学の機能に沿った評価を実施。

(参考)

「大学改革実行プラン」(H24.6/文部科学省)

(評価制度の抜本改革)

- 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価へ。
→ 最低限の質保証の評価を簡素化、特定の教育研究活動に重点化。
- 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信。
→ 強みや特徴を明らかにする、比較可能な客観的指標の開発。
- 認証評価を通じて、学習成果の把握・検証を促進。
→ 教育研究環境の評価から、活動状況・成果把握・改善の評価への発展。
- 情報公表や評価制度間の連携で効率化を図る。
→ 大学ポートレートの活用。法人評価との一体的実施。
- 幅広い関係者の声を反映させる仕組みづくり。
→ 高等学校、自治体、産業界等の意見を聞き、積極的に社会へ公表。

4

4 「新たな認証評価」を支える3つの柱

教育情報の徹底した公表

- アク্রেディテーション評価のほとんどを代替。
- 大学ポートレートによる負担軽減。

過去の認証評価結果の活用

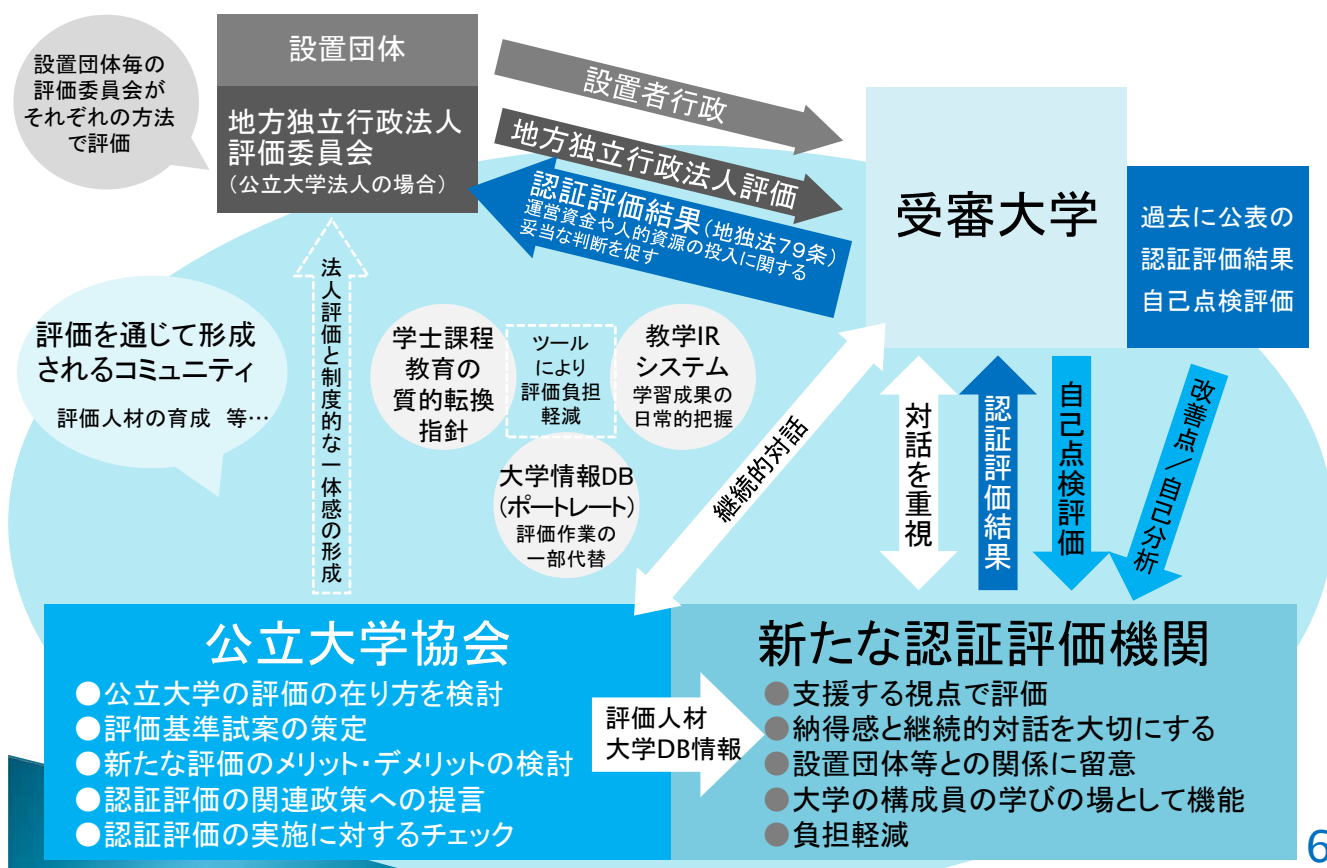
- 教育情報公表と合わせてアクレディテーションを完成。
- 特色ある評価に評価作業をシフト。

評価コミュニティによる継続的な対話

- 支援する視点、納得感の形成、学びの場として機能。
- 設置団体との間で留意すべき課題の研究の進展。

5

5 「新たな認証評価」のイメージ



6

6 評価基準の策定(第1次素案)

地域の要請を踏まえた教育・研究を行う大学にふさわしい「大学評価基準(第1次素案)」

(法令項目に沿った評価基準)

I 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準

1 大学の目的 ～ 12 地域の要請を踏まえた教育研究 (計12の基準)

(過去に認証評価を受け、評価結果が存在する場合に選択可能な評価基準)

II 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準

- 1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善
 - 2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進
 - 3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス
- (計3つの基準)



- ▶ 公立大学法人については「**認証評価機関の評価の活用**」(地独法79条)のための運用上の工夫を行う。

7

7 今後の取組み

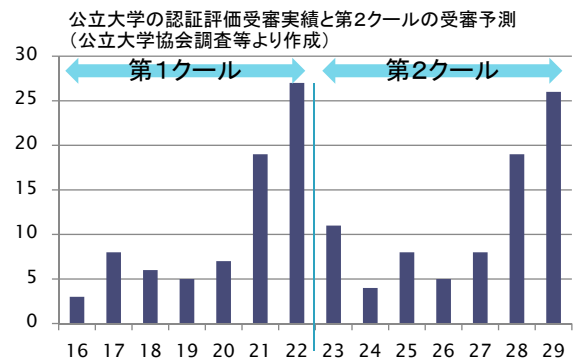
- ▶ **評価基準の試案を作成。**
- ▶ **評価を実施する機関の構想。**



- ▶ **メリット(評価ロードの削減、公立大学への適合)が存在するか、地区協議会(9月)等で議論を深める。**
- ▶ **学長会議(11月)において、取組みの方向を定める。**



- ▶ **新たな機関を構想する場合はフィージビリティ研究を進め、評価人材の掘り起しを図り、受審ピーク(H28~H29)に備える。**
- ▶ **機関構想の判断に至らない場合は関連政策等へ生かす。**
 - 各認証評価機関の評価基準へ提言。
 - 今後の認証評価の在り方や大学教育の質保証のための新法人について提言。



8

平成 24 年 6 月 15 日

地域の要請を踏まえた教育・研究を行う大学にふさわしい「大学評価基準（第 1 次素案）」について

一般社団法人 公立大学協会
公立大学の質保証に関する特別委員会
委員長 奥野武俊（大阪府立学長）

公立大学協会は去る 4 月 17 日開催の理事会の決定に基づき、公立大学の質保証に関する特別委員会を置き、学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づいて実施されてきた国・公・私立大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「認証評価」という。）の今後の在り方について、公立大学等の地域の要請を踏まえた教育・研究を行う大学の立場に即して検討を行い、新たな評価基準を作成することとし、最初のたたき台としての第 1 次素案をまとめました。

すなわちこの第 1 次素案は、公立大学等に期待される地域の要請を踏まえた教育・研究を推進するという特性と、高等教育機関として共通に持つ普遍性・国際通用性、この双方に配慮したものとなるよう、大学評価制度に関する最近の国内外の様々な検討状況を参考にしながら作成を試みたものです。

第 1 次素案は、基本的な構成をとる「評価基準Ⅰ」及び、すでに認証評価を受け、評価結果が存在する大学が「評価基準Ⅰ」に替って選択することができる「評価基準Ⅱ」の 2 つの基準から構成されています。

「評価基準Ⅰ 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準」は、これまで国内の 3 つの認証評価機関において実施されてきた評価の基準をベースとしており、法令に定められた事項*に沿ったものです。

「評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準」は、主として以下の問題意識に基づいて構成されています。

- 1 認証評価は評価を受ける大学を支援する観点から行うものであること。
- 2 認証評価は日常的に行われる大学改革の作業を踏まえ、その結果は改革の作業へ日々還元されるよう、改革と評価とが密接に結び付いたものであること。
- 3 認証評価作業終了後も、評価者と評価される大学との間で質保証のための継続的な対話を行うことで、評価結果が生きるものであること。

- 4 認証評価を受け、その結果を公的機関や市民に対して公表することが、公的機関や市民による大学の有効な活用を促すものであること。
- 5 公立大学の場合、その設置自治体が大学の業務全体の機能の評価を行ったり、大学に関する施策を決定したりするにあたって、認証評価が当該大学の教育研究に対する行政組織の理解を促進し、大学の発展のための活動資金や人的資源の投入に関する妥当な判断を促すために有効に働くものであること。
- 6 評価を受ける大学の教員・職員にとって、評価のプロセスが、大学評価及びガバナンスについて十分に学ぶ機会となるものであること。
- 7 すでに実施され公表された認証評価を踏まえることで、評価負担を軽減しながら、より建設的な評価を行えるものであること。

平成 16 年度に制度化された認証評価は、各認証評価機関と大学関係者の努力の結果として定着しつつあります。本委員会は、それらの実績や経験を参考にしながら、認証評価が大学の不断の改革を支援するためのツールとして、その機能をより高めたいとの願いに基づき作業を進めて参りました。今後も、各方面からの指導・批判を仰ぎながら、関係者の問題意識を持ち寄り、公立大学等にふさわしい評価の在り方について検討していくこととしています。

※ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の第一条第二項の定め。

大学評価基準（第1次素案）

（法令項目に沿った評価基準）

評価基準Ⅰ 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準

- 1 大学の目的
- 2 教育研究組織
- 3 教員及び教育支援者
- 4 学生の受入
- 5 教育内容及び方法基準
- 6 学習成果
- 7 施設・設備及び学生支援体制
- 8 教育の内部質保証システム
- 9 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス
- 10 教育情報等の公表
- 11 特色ある研究の推進
- 12 地域の要請を踏まえた教育研究成果の提供

（過去に認証評価を受け、評価結果が存在する場合に選択可能な評価基準）

評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準

- 1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善
- 2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進
- 3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス

（※作業注 I—9とII—3の内容は同じ）

評価基準Ⅰ 教育研究活動等の総合的な状況に関する基準

1 大学の目的

- 1-1 大学の目的は、それぞれの大学の設置の経緯及び社会的背景を踏まえ、学校教育法に規定されている大学一般の目的に適合するよう明確に定められていること。
- 1-2 その目的が大学の内外に共有され、教育研究活動の促進に有効に働くようそれぞれの内容に整合性がとられていること。

【基本的観点】

- ① 法令に適合しているか。
- ② 個性・特色の明示がなされているか。
- ③ 社会の要請に対応しているものであるか。
- ④ 学内構成員の共有がなされているか。
- ⑤ ステークホルダーとの共有がなされているか。
- ⑥ 教育・研究活動との整合性がとれているか。

2 教育研究組織

- 2-1 教育・研究・地域貢献に係る基本的な組織構成が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【基本的観点】

- ① 学部・学科等の構成が学士課程教育の目的を達成するために適切なものになっているか。
- ② 教養教育の体制が整備されているか。
- ③ 研究科・専攻等の構成が大学院課程の目的を達成するために適切なものになっているか。
- ④ その他の学内組織が、大学の目的に照らして適切に運営されるものになっているか。

3 教員及び教育支援者

- 3-1 大学の理念・目的・教育目標を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針が明確かつ体系的になっていること。
- 3-2 求める教員像や教員組織の編成方針に基づき、適切に教員が配置され、その資質が適切に維持されていること。
- 3-3 目的に沿った教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助

者、事務職員の活用が適切に行われていること。

【基本的観点】

- ① 教育目標に沿って、教員が適切な役割分担が行えるような組織的な連携体制が確保され、体系的なカリキュラム等のもとで教育研究にかかる責任の所在が明確となった教員組織が編制されているか。
- ② 各課程においてそれぞれの教育目標に即した教員の確保と配置がなされているか。
- ③ 教員の採用・昇任基準等が適切に定められ、教員評価、研修、FD（ファカルティ・ディベロップメント）をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みがなされているか。
- ④ TA等の教育補助者の活用が図られているか。また、教育活動の展開に必要な事務職員、教育支援者が適切に配置されているか。

4 学生の受入

4-1 入学者受入方針が明確に定められ、周知されることによって適切な学生の受入が実施されていること。

4-2 入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されていること。

【基本的観点】

- ① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
- ② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
- ③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- ④ 入学者受入に関する検証を行い、入学者選抜方法の改善を行っているか。
- ⑤ 入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

5 教育内容及び方法

5-1 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されていること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針が明確に定められ、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施されていること。

【基本的観点】

- ① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。
- ② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮してい

るか。

- ③ 教育の目的に照らして、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。
- ④ 学生の十分な学修時間を確保する、積極的な学びを実現する授業方法を採用する等により単位の実質化への配慮がなされているか。
- ⑤ 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 学習成果についての検証が行われていること。

【基本的観点】

- ① 単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
- ② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取、就職先等の関係者からの意見聴取、その他の方法により、学習成果についての検証を行っているか。

7 施設・設備及び学生支援体制

7-1 学生の学修及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な学習環境や教育研究環境を整備し、それが有効に活用されていること。

7-2 学生への履修に関することに加え、課外活動、就職、生活や経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【基本的観点】

- ① 学修・教育研究活動のための施設・設備・ICT環境が適切に整備され、有効に活用されているか。
- ② 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
- ③ 自主的に行われる学習のための環境が整備され、有効に活用されているか。
- ④ 学修に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習に関する相談、助言、支援が適切に行われているか。学修継続に困難な状況にある学生への支援が適切に行われているか。
- ⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生へ

の生活支援等が適切に行われているか。

⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

8 教育の内部質保証システム

8-1 大学の理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、自己点検や評価の結果に基づいて教育の質の改善・向上を図っていること。

8-2 教育の質の改善・向上の取組みが継続的に実施され、機能していること。

【基本的観点】

① 学生の学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

② 教員、教育支援者及び教育補助者が相互に日常的にコミュニケーションをとることによって、教育の質の改善・向上が具体的かつ継続的に適切な形で行われているか。

③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて適切な形で活かされているか。

④ FDを実質化し、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けているか。

⑤ 事務職員等を含む教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組みが適切に行われているか。

9 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス

9-1 安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、かつ財務に係る監査等が適正に実施されていること。

9-2 大学が自らの機能強化と改革を推進するための適切な大学ガバナンス体制が整備され、機能していること。

9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価等により、継続的な改善が行われていること。

9-4 大学設置・管理組織との間で共通認識を形成し、資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされていること。

【基本的観点】

① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる財政基盤及び経常的収入が確保されているか。

② 大学の目的を達成するため、収支に係る計画等が適切に策定され、教育研

究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

- ③ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。
- ④ 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- ⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。
- ⑥ 危機管理等に係る体制が整備されているか。
- ⑦ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズを把握すると同時に、教職員に対し問題意識の共有がなされているか。
- ⑧ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、管理運営に関わる職員の資質の向上のための研修等の取組が組織的に行われているか。
- ⑨ 大学の管理運営について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われ、評価結果がフィードバックされているか。
- ⑩ 大学の設置・管理を司る行政組織や法人理事会との間で大学の教育研究の発展の方向性について共通認識を形成し、活動資金や人的資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされているか。
- ⑪ 社会に対し、公教育機関として公的資金の提供に関する合意を形成し、大学の設置運営に関する妥当な情報提供ができていますか。

10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報を適切に公表することにより、説明責任が果たされていること。

【基本的観点】

- ① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。
- ② 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。
- ③ 情報の公表のプロセスを通じて、大学の構成員が自大学への認識をより深めることのできる取組みがなされているか。

11 特色ある研究の推進

11-1 大学の目的及び重点を置く機能に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

11-2 大学の目的及び重点を置く機能に照らして、特色ある研究活動が活発に行われており、成果が上がっていること。

【基本的観点】

- ① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。
- ② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。
- ③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組みが行われているか。
- ④ 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。
- ⑤ 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。
- ⑥ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

12 地域の要請を踏まえた教育研究

12-1 大学の目的に照らして、地域の要請を踏まえた教育研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

12-2 地域の要請を踏まえた教育研究活動が活発に行われており、成果が上がっていること。

12-3 教育研究活動の成果の地域への還元が適切に行われていること。

【基本的観点】

- ① 大学の目的・機能に照らして、地域の要請を適切に把握し、それを踏まえた計画や具体的方針を定め、適切に公表・周知しているか。
- ② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- ③ 地域の満足度等に照らして活動の成果が上がっているか。
- ④ 地域の要請を踏まえた教育研究活動の実施の評価体制整備を行うと同時に、改善のための取組みが行われているか。

評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準

1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善

- 1-1 大学が受審し、すでに公表された自己点検評価、認証評価結果を踏まえて、大学として積極的に改善を行っていること。
- 1-2 すでに結果が公表された認証評価が実施された以降に行った組織改革等により設置された新たな組織等に関し、大学として従来 of 組織と同様に質保証を行っていること。
- 1-3 すでに結果が公表された認証評価の実施を踏まえて、引き続き大学が自ら改善すべき課題を把握する作業を継続し、その内容を明らかにしていること。
- 1-4 新たに明らかとなった改善すべき点について対応の方向性を組織として定めていること。
- 1-5 大学は、認証評価の結果について、評価者をはじめとする様々な関係者と継続的な意見交換を実施するなど質保証のための対話を行っていること。
- 1-6 大学の教育研究活動等についての情報を適切に公表することにより、教育研究活動等の総合的な状況について常に説明責任が果たされていること。

【基本的観点】

- ① すでに公表された認証評価（以下、認証評価とする）の結果によって改善が求められた点について、大学としての方針を明確に定めることにより、適切な判断のもと改善の実施の有無の判断を含め対応を行っているか。
- ② 認証評価が実施された以降に行った組織改革等により設置された学部・学科・その他の組織について、認証評価結果に照らして同様の質保証の取組みを大学組織全体として行ない、成果が上がっていることを確認しているか。
- ③ すでに結果が公表された認証評価の実施を踏まえて、引き続き地域や社会、学生等からの要請を適切に受け止め、改善すべき点について把握し、その内容を明らかにするための体制整備がなされているか。
- ④ 新たに明らかにした改善すべき点について学内構成員間での共有がなされているか。
- ⑤ 新たに明らかにした改善すべき点について、改善の方向性を定め、具体的な取組みを進める計画が定められているか。
- ⑥ 改善に関するプロセス全体について社会に情報発信ができているか。
- ⑦ 認証評価の結果を不断の大学改革に結びつけるための、学内、学外関係者、

評価機関等との意見交換等、質保証のための対話を継続しているか。

- ⑧ 教育情報の公表の項目や公表プロセスを常に点検し、教育研究活動等の総合的な状況について常に説明責任を果たしているか。

2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進

2-1 大学がその設置の目的を果たすために、特に重点を置く機能を明らかにし、その機能を強化することによって教育研究の成果が適切に上がっていること。

2-2 大学が特に重点を置く機能に照らして優位な成果が上がっている教育研究活動について、さらなる改善や情報発信が行われていること。

【基本的観点】

- ① 大学設置の目的を学内構成員や地域社会、学生等と共有した上で、特に重点を置く機能を明らかに示しているか。
- ② 特に重点を置く機能が、地域社会、学生等の要請に適合し、大学の行っている教育研究活動との間で整合性がとれているか。
- ③ 特に重点を置く機能に関する教育研究の成果が上がり、その成果を大学の優位点として存在感を示すものとなっているか。
- ④ 大学が優位点とする教育研究の成果について、その内容をさらに検証し、改善活動を行うと同時に、その成果と改善に関して適切に情報発信がなされているか。

3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス

3-1 安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、かつ財務に係る監査等が適正に実施されていること。

3-2 大学が自らの機能強化と改革を推進するための適切な大学ガバナンス体制が整備され、機能していること。

3-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価等により、継続的な改善が行われていること。

3-4 大学設置・管理組織との間で共通認識を形成し、資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされていること。

【基本的観点】

- ① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる財政基盤及び経常的収入が確保されているか。
- ② 大学の目的を達成するため、収支に係る計画等が適切に策定され、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

- ③ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。
- ④ 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- ⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。
- ⑥ 危機管理等に係る体制が整備されているか。
- ⑦ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズを把握すると同時に、教職員に対し問題意識の共有がなされているか。
- ⑧ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、管理運営に関わる職員の資質の向上のための研修等の取組が組織的に行われているか。
- ⑨ 大学の管理運営について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われ、評価結果がフィードバックされているか。
- ⑩ 大学の設置・管理を司る行政組織や法人理事会との間で大学の教育研究の発展の方向性について共通認識を形成し、活動資金や人的資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされているか。
- ⑪ 社会に対し、公教育機関として公的資金の提供に関する合意を形成し、大学の設置運営に関する妥当な情報提供ができていないか。